

## 商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、商店街区の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認められる店舗を出店する中小企業者等が行う事業を対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は商店街団体、公益活動団体、その他市長が適当と認める団体をいう。

#### (2) 新たな店舗とは、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 出店する店舗が、新潟市内からの移転でないこと。ただし、現在店舗が属する建物の閉鎖等、自己都合でない移転の場合はこの限りではない。

イ フランチャイズチェーンでないもの。

ウ チェーンストアでないもの。

#### (3) 商店街団体とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街振興組合又はその活動が商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合。

イ 商店街を形成する任意の商店街組織で、その構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの。

ウ 商工会法又は商工会議所法に基づいて組織され、商店街活性化のための事業等を行うもの。

#### (4) 商店街区

前号に規定する団体の活動区域をいう。ただし、同号ウに規定する団体の活動区域内に同号ア又はイに規定する団体の活動区域が含まれる場合は、同号ウに規定する団

体の活動区域を同号ア又はイに規定する団体の活動区域とする。

(5) 公益活動団体とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 特定非営利活動法人
- イ 一般社団法人
- ウ 社会福祉法人
- エ 地域コミュニティ協議会

(6) 空き店舗

この要綱に基づく補助金の交付を申請する日に活用されていない賃貸借可能または取得可能な店舗。

(7) フランチャイズチェーンとは、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 他の事業者（以下、「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗。
- イ 物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている店舗。
- ウ 上記ア、イの対価として本部に金銭を支払っている店舗。

(8) チェーンストア

11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗をいう。

(9) U I J ターン者とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 申請日において、本市外で店舗を営む者であって申請日の属する年度内に本市に同店舗を移転して新たな店舗を出店する者。
- イ 申請日において、本市外で営んでいた店舗を本市に移転するために中止又は廃止してから1年を経過していない者であって、申請日の属する年度内に本市に新たな店舗を出店する者。

(10) 事業承継者

申請日において、同日の1年前から事業開始年度末日までに代表者の交代等により事業承継を行った者又は行う者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 商店街区の空き店舗に新たな店舗を出店する者。
- (2) 出店先商店街の賛同を得て、同商店街区域の賑わい及び集客の向上に寄与すると認められる者。
- (3) 中小企業者等において、この要綱に基づく補助金の交付を申請する日以前に開業届又は法人登記をした日から1年以上が経過していること並びに営業に関する決算を1期以上行っている者。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいない者。
- (5) これまでこの要綱又は新潟市古町地区空き店舗活用事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない者。
- (6) 以下のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 空き店舗の所有者。
  - イ 空き店舗の所有者の2親等以内の親族である者。
  - ウ 空き店舗の所有者又は所有者の2親等以内の親族が役員となっている法人等。
- (7) 市税を完納している者。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的としていない者。
- (9) 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していない者。
- (10) 原則として、本市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は本市内に住所を有する個人事業主（工事等見積書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る。）に補助事業に係る工事等の発注を行う者。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員。

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

3 補助対象事業について、国、県又は市等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

(補助対象外経費)

第5条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付の対象から除くものとする。

(1) 土地、建物の購入又は借入に必要な経費。

(2) 建築手続き等に要する費用。

(3) 空き店舗を賃借する場合の敷金及び礼金。

(4) 現在店舗からの移転に伴う仮店舗に要する費用。

(5) その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの。

(交付条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 関係法令等を遵守し、諸手続きを遅延なく履行すること。

(2) 経費の変更（第10条に定める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けること。

(3) 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。

(4) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(5) 事業が予定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかに

しておくこと。

(7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(10) 補助事業に係る経理は、他の経理と区分して行うこと。

(11) 補助金の交付の決定を受けた後に補助事業に着手するものであること。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第2号から第4号までの規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業変更承認通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第2号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。

(2) 別表に定める補助対象経費における額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない額であること。

(事業が予定期間内に開始しない場合等の報告)

第11条 第6条第5号の規定により市長の指示を求める場合には、事業が予定期間内に開始できない理由又は事業の遂行が困難となった理由を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金交付の決定を受けた者は、当該補助事業完了後、又は補助金の決定に係る会計年度終了後、速やかに実績報告書(別記様式第5号)及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、随時事業の経過の報告を求めることができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助金確定通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(営業状況の報告)

第14条 補助事業者は、事業を開始した市の会計年度の翌年度の初日から起算して3年間においては、市長の求めに応じ、補助事業に係る当該年度の営業状況を営業状況報告書(別記様式第7号)により、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。

(2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合。

(3) 交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合。

(4) 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合。

(5) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第17条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助事業により取得した価格が1点500,000円以上（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）の備品とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令第15号」という。）を勘案し、3年とする。ただし、省令第15号において2年以下となっているものについては、省令第15号の定めに応じた期間とする。

3 第6条第7号の規定は、補助事業者が、あらかじめ市長の承認を受けた日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、前項で規定する当該財産等の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。

4 第6条第7号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（選定委員会）

第18条 市長は、補助金の交付の決定等この要綱の目的達成に必要な意見を聴くとともに、

公平・公正に補助事業者を選定するため、商店街空き店舗活用事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会においては、次の各号に掲げる選定方針に基づき選定を行う。

(1) 事業計画が適切であるもの。

(2) 出店先商店街への貢献が期待できるもの。

(3) 事業の継続性が認められるもの。（ただし、新型コロナウイルス感染症による既存店舗への影響は勘案する。）

3 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第18条による選定委員会により選定され、第8条により補助金の交付決定を受けた者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。なお、施行日より前に第18条による選定委員会により選定され、第8条により補助金の交付決定を受けた者については、従前の要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助限度額、補助期間	補助率
改装費	工事請負費	150万円 ※事業を開始した日の 属する年度に限る。	1/3以内 ※UIJターン者又は事業承 継者の場合、補助率1/2以 内とする
	設備費		
	原材料費		
	設計委託料		
	監理委託料		
備品購入費			
クラウドファンディング組成手数料			
賃借料	建物賃借料	100万円 ※建物賃貸借契約日から 1年間	

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。
- 2 上表中「工事請負費」とは、店舗の外壁、内壁、床、天井その他営業の用に供される部分に  
独自性・新規性を備えた新たな店舗を出店するために施す工事（以下、「改装工事」という。）  
の施工費用をいう。
- 3 上表中「設備費」とは、店舗の外壁、内壁、床又は天井に固定される店舗の看板、照明、空  
調設備等の設置に係る費用をいう。
- 4 上表中「原材料費」とは、店舗で自ら改装工事を施工する場合に必要な原材料費をいう。
- 5 上表中「設計委託料」とは、備考1に規定する工事の設計業務の委託に要する費用をいう。
- 6 上表中「監理委託料」とは、備考1に規定する工事の監理業務の委託に要する費用をいう。
- 7 上表中「クラウドファンディング組成手数料」とは、個人から少額の資金を調達するクラウ  
ドファンディングを活用する際のファンド組成にかかる費用で、ファンド組成業務等を行う、金  
融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第2項に規定する第2種金融商品取引業の登  
録を受けた同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者に支払う費用をいう。

（宛先）  
新潟市長

（申請者）  
所在地  
名称  
代表者

商店街空き店舗活用事業費補助金交付申請書

商店街空き店舗活用事業を下記のとおり実施したいので、新潟市補助金等交付規則により、補助金の交付を申請します。

記

1. 店舗等の名称
2. 補助事業の目的及び内容 事業計画書及び別紙のとおり
3. 補助対象額及び補助金交付申請額 別紙のとおり
4. 事業着手予定年月日 年 月 日  
事業完了予定年月日 年 月 日
5. 当該店舗が市の補助事業である旨の情報の公表の内容、方法及び時期
6. 添付書類  
(1) 商店街空き店舗活用事業応募申請書に添付した書類のうち、変更のあったもの  
(2) 現在の店舗外観及び内観の状況が分かるカラー写真（撮影日及び撮影位置を記載）  
(3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）  
(4) 納税証明書（新潟市制度用）

別記様式第1号（その2）（第7条関係）

【補助対象額及び補助金交付申請額】

（単位：円）

対象経費		補助対象額 （税抜き）	補助率	交付申請額
初 年 度 の み	改装費			
	備品購入費			
	クラウドファンディング 組成手数料			
	賃借料			
交付申請額（合計）				

【補助事業の実施計画】

年間売上高		円
所得金額		円
年間来客数		人
実施事業計画	【事業内容】	
	【上記のほか、出店先商店街の活性化に資する事業計画、 出店先商店街と連携・協力して行う事業計画】	
	【その他自由記載】	

別記様式第2号（第8条関係）

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者

様

新潟市長

印

商店街空き店舗活用事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1. 店舗等の名称

2. 交付決定額

3. 交付条件

年 月 日

（ 宛 先 ）  
新 潟 市 長

所在地  
名 称  
代表者

商店街空き店舗活用事業変更承認申請書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定のあった商店街空き店舗活用事業について、下記のとおり変更したいので、商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1. 店舗等の名称
2. 変更の内容

変更前	変更後

3. 変更の理由
4. 変更予定年月日

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者

様

新潟市長

印

商店街空き店舗活用事業変更承認通知書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定した商店街空き店舗活用事業について、下記のとおり変更を承認したので、通知します。

記

1. 店舗等の名称
2. 既交付決定額
3. 変更交付決定額
4. 変 更 事 項

変更前	変更後

5. 変 更 の 理 由

年 月 日

（ 宛 先 ）  
新 潟 市 長

所在地  
名 称  
代表者

商店街空き店舗活用事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定のあった商店街空き店舗活用事業が完了したので、新潟市補助金等交付規則の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 店 舗 等 の 名 称

2. 交付決定額及びその精算額 別紙のとおり

3. 事業着手年月日 年 月 日（賃貸借契約の開始日又は改装  
工事着手日のいずれか早い日）  
建物賃借料発生年月日 年 月 日（賃借料が発生した日）  
店舗開店年月日 年 月 日（店舗の運営を開始した日）  
事業完了年月日 年 月 日

4. 当該店舗が市の補助事業である旨の情報を公表した実績

5. 補助事業の運営状況 別紙のとおり

6. 添 付 書 類

- (1) 領収書又は収支を証する書類の写し
- (2) 空き店舗の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (3) 店舗改装を実施した場合は、工事請負契約書の写し（初年度のみ）
- (4) 建築確認通知を受けたものについては、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（初年度のみ）
- (5) 営業状況が確認できる店舗外観及び内観の状況が分かるカラー写真（撮影日及び撮影位置を記載）
- (6) 店舗の収支決算状況がわかる資料の写し
- (7) U I J ターンにより出店したことがわかる資料の写し（必要な場合）
- (8) 事業を承継したことがわかる資料の写し（必要な場合）

別記様式第5号（その2）（第12条関係）

【補助事業の交付決定額及びその精算額】

対象経費		補助対象額 (税抜き)	補助率	補助金額	交付決定額	差引増減
初年度の み	改装費					
	備品購入費					
	クラフト・ファンディング 組成手数料					
賃借料						
実績額（合計）						

【補助事業の実施状況】

年間売上高	計画	円	実績	円
所得金額	計画	円	実績	円
年間来客数	計画	人	実績	人
事業実施内容 今後の方針	【事業内容】			
	【上記のほか、出店先商店街の活性化に資する事業実績、 出店先商店街と連携・協力して行った事業実績】			
	【当初の計画達成状況】			
	【今後の方針等】			

別記様式第6号（第13条関係）

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）  
所在地  
名 称  
代表者 様

新潟市長 印

商店街空き店舗活用事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 店舗等の名称
2. 交付決定額
3. 交付済額
4. 確定額

（宛先）  
新潟市長

所在地  
名称  
代表者

年度商店街空き店舗活用事業営業状況報告書

【店舗概要】

店 舗 名	
店 舗 住 所	

【営業状況の推移】

店舗の収支決算状況がわかる資料の写しを添付してください。

		年間売上高	所得金額	年間来客数
年度※	計画※	円	円	人
	実績	円	円	人
年度※	計画※	円	円	人
	実績	円	円	人
年度※	計画※	円	円	人
	実績	円	円	人
年度※	計画※	円	円	人
	実績	円	円	人

※ 年度および計画は、新潟市が記載します。

【店舗の営業状況】

事業実施内容 今後の方針	【事業内容】
	【上記のほか、出店先商店街の活性化に資する事業実績、 出店先商店街と連携・協力して行った事業実績】
	【当初の計画達成状況】
	【今後の方針等】

別記様式第8号（第15条関係）

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）  
所在地  
名 称  
代表者 様

新潟市長 印

商店街空き店舗活用事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定した商店街空き店舗活用事業については、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

1. 店舗等の名称
2. 交付決定額
3. 交付決定取消額
4. 取消理由

別記様式第9号（第16条関係）

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）  
所在地  
名 称  
代表者 様

新潟市長 印

商店街空き店舗活用事業費補助金返還命令書

年 月 日付け新 第 号 で金額の確定した（交付決定を取り消した）  
補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

1. 店舗等の名称
2. 返 還 額
3. 返 還 期 限
4. 返 還 理 由

（ 宛 先 ）  
新 潟 市 長

所在地  
名 称  
代表者

商店街空き店舗活用事業に係る取得財産の処分承認申請書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定のあった商店街空き店舗活用事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱第18条第4項の規定により承認を申請します。

記

1. 店舗等の名称
2. 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
3. 取得効用増加価格及び時価
4. 処分の方法
5. 処分の理由